



## 令和7年度 ひょうごスタートアップ 調達認定制度募集案内（公募要領）

兵庫県では、県内スタートアップ企業が生産・提供する新規性、独創性のある商品又は役務（以下、「新商品等」という）を、「ひょうごスタートアップ調達」として認定し、商品等に信用力を付与することにより、販路開拓を支援します。

このたび、令和7年度の受付を開始しますので、認定を希望される方は、受付期間内に認定申請書、応募、実施計画をご提出ください。

**申請受付期間：令和7年12月1日（月）～12月26日（金）**

### 1 制度の目的

本制度は、地方自治法の規定に基づき、通常の競争入札制度によらない随意契約で、県が新商品・新役務（以下、「新商品等」という）の調達が可能となる認定制度です。申請に基づいて要件を満たす県内スタートアップ企業の新商品等を県が認定し、企業の信用力を高めることで新商品等の販路開拓を支援することを目指しています。

### 2 認定による効果

(1) 認定された新商品等は、複数の地方公共団体が参画する東京都事業「ファーストカスタマー・アライアンス」（公共調達参入促進・自治体連携事業、以下、FCA）の認定事例カタログに掲載することができます（別途要件があります）。これにより、県内外を問わず幅広く周知されることになります。PR効果が期待できます。

なお、FCAの詳細は[こちら](https://government-startup-platform.deloitte.jp/firstcustomer-alliance#feature-3) (<https://government-startup-platform.deloitte.jp/firstcustomer-alliance#feature-3>) をご確認ください。

#### 【FCAに関する問い合わせ先】

FCA運営事業者：デロイトトーマツリスクアドバイザリー合同会社  
 first\_customer\_alliance\_tmg@tohmatsu.co.jp

(2) 「ひょうごスタートアップ調達」に認定された新商品等を、県機関が購入する場合は、随意契約の対象となります。  
 ただし、購入を約束するものではありません。

### 3 申請の要件

#### (1) 申請者の要件

県内に事業所を有し、県税及びこれに付帯する延滞金等の滞納がないもので、新商品の生産等（※）をする中小企業者のうち、創業から15年以内のもの

#### [中小企業者]

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者及び各組合法等に基づき設立された企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会等

\* 兵庫県内で開発・設計が行われていること。（生産を行わない販売代理店、単に製造のみを請負う場合は対象外です。）

## (2) 新商品等の要件

以下の①から⑧のすべてに該当し、販売開始後概ね5年以内のもの

① 次のいずれかに該当するもの

- ア 中小企業等経営強化法<sup>\*1</sup>に基づく知事の承認（旧中小企業新事業活動促進法<sup>\*2</sup>に基づく承認を含む。）を受けた経営革新計画に基づいて生産するもの
  - イ 国又は県の助成等を受けて開発したもの
  - ウ （公財）ひょうご産業活性化センター又は同センターが出資するファンドの投融資、又は助成を受けて生産するもの
  - エ 県立工業技術センター又は県内大学との共同研究開発によるもの
  - オ 兵庫県発明賞受賞製品
  - カ 「中小企業支援ネットひょうご」の支援を受けて生産・提供するもの
  - キ 商品の基本特性に特許法による特許が登録されているもの  
※審査請求中の特許は対象外です
  - ク 他自治体から地方自治法施行規則第12条の3第1項に基づく認定を受けたものの
  - ケ 知事が特に必要と認めた商品
- ② 県の機関において直接的な使途が見込まれるもの  
※ 食品、医薬品、医薬部外品及び化粧品並びに製造の請負は除きます。
- ③ 既に企業化されている商品等とは通常の取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は同一の範疇に属するものであっても既存の商品等とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するもの（新規性、先進性、独創性が認められるもの）
  - ④ 事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するもの
  - ⑤ 市場での流通が十分でなく、価格水準が適正であるもの
  - ⑥ JIS規格等品質及び安全性に関する基準に合致しているもの
  - ⑦ 関係法令に適合するとともに、特許権等の権利に関する問題が生じないもの
  - ⑧ 既に本事業において、認定又は認定しない旨の通知を受けたものでないこと

(注)

\* 1—中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）

\* 2—旧中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）

## 4 応募方法

- (1) 「ひょうごスタートアップ調達」の認定を希望する事業者は、令和7年12月26日(金)までにメール又はFAXで認定申請書、応募、実施計画を提出してください。  
メールアドレス：[shinsangyo@pref.hyogo.lg.jp](mailto:shinsangyo@pref.hyogo.lg.jp)  
FAX：078-362-4273
- (2) 審査会については、エントリーシート記載の連絡先にご連絡します。
- (3) 参考：申請時に必要な書類
  - ① ひょうごスタートアップ調達に係る認定申請書（様式第1号）
  - ② 応募、実施計画（様式第2号）

- ③ 上記3(2)①の要件を満たすことを証明できる書類  
(補助金交付決定通知書の写し等)
- ④ 登記事項証明書(法人に限る)(発行後、3ヶ月以内のもの)
- ⑤ 最近2事業年度の決算書及び事業報告  
(これらがない場合は、経営状況及び事業内容を記載した書類)
- ⑥ 県税の納税証明書(「納税証明書(3)」)(発行後、3ヶ月以内のもの)  
(県税及びこれに付帯する延滞金等の滞納がないことの証明書)
- ⑦ 認定を申請する商品の写真
- ⑧ その他新商品に関する資料(パンフレット等)

エントリーにかかる要領及び様式は、県ホームページからダウンロードできます。  
(<https://web.pref.hyogo.lg.jp//sr10/startup-cyotatsu/index.html>)

## 5 認定の流れ



審査会において申請者から新商品等の説明を行っていただきます。(審査会は2月頃を予定しており、概ね1か月前には日程等についてご連絡いたします。)認定の可否は審査会の審査により決定され、結果は全申請者に通知します。

なお、受理した書類は審査結果に関わらず返却いたしませんので、ご了承ください。また、必要に応じて現地調査を行う場合があります。

※ 以下の場合は、認定できません。

- ・実施計画が公序良俗に反する又はそのおそれがあることが明らかな場合
- ・実施計画が関係法令に違反している又はそのおそれがあることが明らかな場合

## 6 問い合わせ先

兵庫県 産業労働部 新産業課 情報・成長産業振興班  
〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1  
電話：078-362-3054（内線3640）  
FAX：078-362-4273